

日本福祉大学大学院国際社会開発研究科国際 社会開発専攻修士課程（通信教育）規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は大学院学則第5条第5項に基づき、国際社会開発研究科国際社会開発専攻修士課程（通信教育）に関する事項について定める。

(通信教育課程)

第2条 本大学院に次の研究科を置き、実施にあたる。

国際社会開発研究科国際社会開発専攻修士課程（通信教育）

(修業年限等)

第3条 本研究科修士課程の標準修了年限は、2年とする。

2 本研究科修士課程に在学できる最長年数は、6年とする。

3 本大学院において、職業を有している等の事情により、前項規定の標準修業年限を超えて一定期間に計画的な履修を行い修了することを希望する者には、別に定める長期履修制度の適用を認めることができる。長期履修学生に関し必要な事項は別に定める。

(収容定員)

第4条 本研究科の定員は次のとおりとする。

修士課程 入学定員25名 収容定員50名

第2章 授業科目及び履修方法

(教育方法)

第5条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に関する指導（以下「研究指導」という）によって行うものとする。

(授業科目・研究指導及び単位数)

第6条 本研究科における授業科目、単位数ならびに履修方法について別に定めるほかは、別表1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第7条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

(1) 印刷教材等による授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。

(2) 面接授業又はメディアを利用して行う授業については、15～30時間の授業をもって1単位とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第8条 研究科委員会において教育研究上有益と認めるときは、本研究科の第1年次に入学した者が、入学前に大学院において学修及び修得した単位は、10単位を超えない範囲で本研究科において修得した単位として認定することができる。

(他の研究科・専攻又は他の大学院における授業科目の履修)

第9条 研究科委員会において教育研究上有益と認められたときは、本研究科の定めるところにより他の専攻又は研究科、若しくは他の大学院とあらかじめ協議の上、当該大学院研究科・専攻の授業科目を履修させることができる。

2 前項により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で本研究科において履修したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第10条 研究科委員会は、修士課程について、指導教授が教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、当該大学院又は研究所等において研究指導を受けることを許可することができる。

2 前項に規定する研究指導を受ける期間は、1年以内とする。

第3章 試験・課程修了の認定及び学位の授与

(単位の認定)

第11条 履修授業科目に対する単位の認定は、試験又は研究報告等によるものとする。

(試験)

第12条 授業科目の試験は研究科委員会が定める方法により、適当と認められる時期に行う。

2 やむを得ない理由で前項に定める試験を受けることができなかつた者は、研究科委員会の承認を得て追試験を受けることができる。

(成績評価)

第13条 試験の成績は、A・B・C及びDの4段階とし、A・B・Cを合格、Dは不合格とする。

2 本条第1項に規定する評価以外に、研究指導科目や単位認定科目等に合格した場合は「G（合格）」で評価することがある。また、入学前に大学院等で修得した科目等を認定された場合は「N（認定）」で評価する。

(修士課程の修了要件)

第14条 修士課程を修了するためには、修士課程に2年以上在学し、別表1に示す所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出しその審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 特に優れた研究業績を上げた者の在学期間は、前項の規定に関わりなく1年在学すれ

ば足りるものとする。

- 3 修士課程の標準修了年限を超えて在学する者が、当該年度の前期終了時に、所定の審査及び最終審査に合格し全ての修了要件を満たした上、本人の申し出があった場合は前期修了を認めることができる。

（課程修了の認定）

第15条 課程修了の認定は、研究科委員会の議に基づき学長が行う。

（学位の授与）

第16条 本研究科修士課程を修了した者には、本学学位規則により学位を授与する。

（学位の名称）

第17条 本研究科において授与する学位は、次のとおりとする。

修士課程 修士（開発学）

第4章 学年・学期及び休業日

（学年）

第18条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 入学・休学・復学・転学・退学及び除籍

（入学の時期）

第19条 入学の時期は、学年始とする。ただし、教育上必要がある場合には後期の始とすることができる。

（入学資格）

第20条 本研究科の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院において、大学に3年以上在学し所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- (7) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）

第21条 入学志願者は所定の入学願書を所定の期日までに願出しなければならない。

2 本課程の出願に際しては、検定料の納付を要しない。

（入学者の選考）

第22条 入学志願者に対し選考試験を行う。

（入学手続）

第23条 前条により入学を許可された者は、指定の期日までに在学誓書及び所定の書類を提出し、第34条に定める学費を納めなければならない。

2 入学を許可された者が前項に定める手続きを行わないときは、入学許可はその効力を失う。

（休学）

第24条 疾病又はやむを得ない理由により1学期間以上就学することができない者に対して休学を許可することがある。

2 休学の許可を受けようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署の上願い出なければならない。

（休学期間）

第25条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、休学期間の延長を認めることがある。

2 休学期間は通算して、修士課程においては2年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には通算休学期間の延長を認めることがある。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

（復学）

第26条 休学期間が満了した者及び休学期間満了以前に復学しようとする者は、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

（転入学）

第27条 他の大学院の学生が、所属の大学の承認書を添えて本大学院に転学を志願したときは、学年の始めに限り、選考の上、これを許可することがある。

2 前項の転入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、研究科委員会において審査の上、その一部又は全部を認める。

（転学）

第28条 本大学院の学生が、他の大学院に転学を志願しようとするときは、あらかじめ許可を得なければならない。

（退学）

第29条 疾病又はやむを得ない理由により退学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

（除籍）

第30条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

(1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

- (2) 第3条第2項に定める在学年数を超えた者
- (3) 第25条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
（再入学）

第31条 第29条により退学した者又は第30条第1号により除籍された者が、1年以内に保証人連署をもって再入学を願い出たときは、選考の上再入学を許可することがある。

第6章 研究生・科目等履修生

（研究生）

第32条 本研究科において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、教育・研究に支障のない限り選考の上、研究生として許可する。

- 2 研究生として志願することのできる者は、大学院修了者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究生の検定料等納付金については、別表2の通りとする。

（科目等履修生）

第33条 本研究科の授業科目のうち、1科目又は数科目の履修を選択して受講しようとする者があるときは、教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関する規則は別に定める。

第7章 学費

（学費）

第34条 学費は別表3のとおりとする。

- 2 休学者（休学期間が学期初めから、学期末までの全期間にわたる場合）については当該学期の学費は徴収しない。ただし、在籍料を徴収する。在籍料は別表4の通りとする。
- 3 再入学の申請にあたっては、別表5に定める再入学審査料を納めなければならない。
- 4 学費の納付および学費減免に関する規則は別に定める。

（納付した学費）

第35条 納付された学費は一切返還しない。

第8章 賞罰

（表彰）

第36条 学生で他の模範となる行為があった場合は、表彰することがある。

（懲戒）

第37条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、その情状により次の懲戒を加える。

- (1) 訓告
 - (2) 停学
 - (3) 退学
- 2 前項第3号の退学は、次の各号の一に該当する者に対して命ずる。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り卒業の見込みがないと認められる者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第9章 教員組織及び運営組織

(指導教員)

第38条 本研究科における授業及び研究指導は、主として本大学の教授が担当するものとし、准教授がこれを担当することができるものとする。

2 大学院担当教員に関する規則は別にこれを定める。

(研究科委員会)

第39条 本大学院研究科の管理運営のため研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会に研究科長を置く。
- 3 研究科委員会の運営等に関する規則は別に定める。

(研究科委員会の審議事項)

第40条 研究科委員会は次に掲げる事項について審議し決定する。

- (1) 入学試験に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 課程修了の認定に関する事項
- (4) 学位論文の審査に関する事項
- (5) 学位授与に関する事項
- (6) 学生の身分に関する事項
- (7) その他研究科委員会が必要と認める事項

(事務組織)

第41条 大学院の事務を処理するため、若干名の職員を置く。

第10章 付属施設

(図書館・研究所の利用)

第42条 本大学院学生は、その研究目的を達成するために、本大学の図書館・研究所を利

用することができる。

（厚生保健施設の利用）

第43条 本大学院学生は、大学の保健室、その他の厚生施設を利用することができる。

第11章 日本福祉大学大学院学則の準用

（本規則に定めがない事項）

第44条 本規則に定めがない事項については、日本福祉大学大学院学則を準用する。

（規則の所管課室）

第45条 本規則の所管課室は、名古屋事務室とする。

（規則の改廃）

第46条 本規則の改廃は、国際社会開発研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 本規程は、平成16年4月1日からこれを施行する。なお、本規程の施行に伴い、日本福祉大学大学院通信教育規程については、平成16年3月31日をもって廃止する。
- 2 本規程は、平成17年4月1日から改正施行する。
- 3 本規程は、平成18年4月1日から改正施行する。
- 4 本規程は、平成19年4月1日から改正施行する。
- 5 本規程は、平成21年4月1日から改正施行する。
- 6 本規程は、平成22年4月1日から改正施行する。
- 7 本規程は、平成27年4月1日から日本福祉大学大学院国際社会開発研究科国際社会開発専攻修士課程（通信教育）規則と名称を改め、一部改正施行する。
- 8 この規則は、2016年4月1日より一部改正施行する。
- 9 この規則は、2017年4月1日より一部改正施行する。なお、2016年度以前の入学者は、従前の例による。
- 10 この規則は、2018年4月1日より一部改正施行する。
- 11 この規則は、2019年4月1日より一部改正施行する。なお、2018年度以前の入学者は、従前の例による。
- 12 本規則は、2021年4月1日から改正施行する。

別表1 (第6条関係)

国際社会開発研究科国際社会開発専攻修士課程 (通信教育) 授業科目

科目区分	授業科目名	単位	修了要件	備考		
基礎教育科目	開発研究入門	2	基礎教育科目 の中から2科目 4単位以上			
	国際社会開発の基礎	2				
	研究方法論	2				
	社会調査とデータ解析	2				
Ⅱ	途上国社会経済論	2	展開科目 I および展開科目 II の中から5科目10単位以上 (展開科目 I および展開科目 II の両方のカテゴリーからの履修が必要)			
	開発組織・制度論	2				
	Ⅲ 地域社会システム論	2				
	Ⅳ 開発経済論	2				
	Ⅴ 開発のミクロ経済学	2				
	Ⅵ コミュニティ開発	2				
	Ⅶ 開発評価論	2				
Ⅰ	地域社会開発論	2				
	環境計画論	2				
Ⅱ	現場のためのICT活用	2			展開科目 I および展開科目 II の中から5科目10単位以上 (展開科目 I および展開科目 II の両方のカテゴリーからの履修が必要)	
	国際保健論	2				
	障害と開発	2				
	Ⅲ 開発協力論	2				
	Ⅳ マイクロファイナンス論	2				
	Ⅴ 国際開発ワーカー(支援者)のためのビジネスの基礎	2				
	Ⅵ 現地語による開発事例研究	2				
	Ⅲ	Social Development	2			
		Participatory Development	2			
	Ⅱ	福祉社会開発演習	2			
国際社会開発特論 I		2				
	国際社会開発特論 II	2				

共通科目	私の研究テーマと研究方法	2	自由科目	要修了単位には含まれない
地域開発研究科目	日本及び東アジア地域開発研究 アフリカ地域開発研究 南アジア地域開発研究 東南アジア地域開発研究 特定地域開発研究 海外開発実践	4 4 4 4 4 4	地域開発研究 科目の中から 「特定地域開 発研究」「海外 開発実践」を 除く1科目4単 位以上を含む2 科目8単位以 上。ただし、2 科目における 実施国は同一 国であっては ならない。	
リサーチ科目	国際社会開発演習	8	リサーチ科目 8単位以上	

別表2（第32条関係）

検 定 料	10,000 円
入 学 金	20,000 円
研 究 料（年 額）	60,000 円

別表3（第34条関係）

国際社会開発研究科国際社会開発専攻修士課程（通信教育）学費

入 学 金（入学時のみ）	100,000円
授 業 料（年額）	610,000円

- 1 本学学部、本法人が設置する専門学校ならびに付属高校から入学した者は
入学金の半額を免除される。

別表 4（第 34 条関係）

在籍料(1 学期につき)	30,000 円
--------------	----------

別表 5（第 34 条関係）

再入学審査料	35,000 円
--------	----------